2011 年 11 月 11 日

各　　位

会 社 名　シティグループ・インク
(コード番号　8710　　東証第一部)
問合せ先　東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号
紀尾井町ビル
弁護士　杉本　文秀
(TEL. 03－3511－6133)

平成 23 年度第３四半期報告書提出期限延長承認について

当社は、平成 23 年度第３四半期（平成 23 年９月 30 日終了）報告書提出期限につき、平成 23 年 11 月 10 日付で、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認をいただきましたことをご報告いたします。

記

１．平成23年度第３四半期報告書提出について

・本来の提出期限　　平成23年度第３四半期（自平成23年７月１日　至平成23年９月30日）
終了後45日以内（平成23年11月14日）

・承認された提出期限　　平成23年度第３四半期（自平成23年７月１日　至平成23年９月30日）
終了後70日以内（平成23年12月９日）

２．延長を必要とする理由

当社は、本国（米国）において、米国 1934 年証券取引所法に基づき、各事業年度の第１、第２及び第３四半期末日から 40 日以内に、Form10-Q の様式による四半期報告書を米国証券取引委員会に提出するよう求められています。日本における四半期報告書に含まれる財務諸表及びその他の多くの部分は、Form 10-Q に含まれる英語で作成された財務諸表及びその他の情報に基づき、日本語で作成しますが、当該和訳の作成には相当の期間を要します。

上記の理由を考慮し、当社は、平成 23 年度第３四半期報告書の関東財務局への提出につき、本国における第３四半期報告書の提出から 30 日間を必要とするため、提出期限を当該第３四半期終了から 70 日以内として承認を申請し、この度関東財務局長の承認を受けました。

以上